

議員（松岡 忠）

6番 松岡 忠、令和4年3月議会一般質問を一問一答形式で行います。

まず最初に、今回の質問は12月議会でも行いましたが、私の議員としての務めとして議員である期間は入札比較価格の公表について適切な回答が得られるまで質問を行うつもりでいます。今回はその時の答弁で、本町は国の指針に従っていると答弁がありました。私もその国の指針を拝見しましたが、指針の効力は国の出先機関各所に、各省、各庁の長に対してのものであるような解釈をしました。国から適正に図るために国や都道府県、市町においては、そのように行うよう努力することというのがありますが、指針の中に最低制限価格を定めた場合における当該価格、最低制限価格について公表しないものとする。ここは理解できますが、その次に地方公共団体においては予定価格の公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積り努力を損なわせること、入札談合が容易に行える可能性があること等の弊害が生じることがないように取り扱うものとするとなっており、また障害が生じた場合には速やかに事前公表の取り止めを含む適切な対応を行うものとするとなっており、事前公表をしてはいけないとは書いてないように思うのですが、あくまでも各自治体の長に任せると解釈してもいいのではと私は理解できますが、町のお考えをお伺いします。

総務課長（泉 知典）

松岡議員の工事等の入札比較価格の公表についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、本町の入札の予定価格の公表につきましては、多度津町公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱に基づき、建設工事及び建設工事に伴う測量、調査、設計等の委託業務の全ての入札案件におきまして予定価格を入札執行前には公表せず、入札執行後の公表、いわゆる予定価格の事後公表としているところでございます。その理由といたしましては、国の指針におきまして予定価格については入札前に公表すると予定価格が目安となって競争性が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積り努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があることなどの問題があることから、入札前には公表しないものとする明記されているためであります。これを踏まえまして、現在の本町の入札業務の執行につきましては適正に行われているものと判断しており、現状の取扱いの変更は考えておりません。

また、議員ご指摘のとおり、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はございませんが、同時に国の指針にございますとおり、事前公表を行うに当たりましては前といたしました問題点が生じることのないように取扱いには十分な注意が必要であることが示されております。これを踏まえまして、本町におきましても入札価格が同額の入札者のくじ引による落札等が増加することで適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力、経営力による競争を損ね得る弊害が生じ得ることを鑑み、国の指針に基づき予定価格の事後公表の取扱いとしております。入札業務の執行におきましては、公平性、透明性、競争性の向上を図り、適切な履行及び良好な品質を確保することが重要でございます。本町の方針といたしましては、今後も引き続き国の指針に基づいた対応をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

有難うございました。ただいまの答弁の中で、予定価格が目安となって競争性が制限され、落札価格が高止まりになる、建設業者の見積り努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があるという点が今答弁されましたが、落札価格が高止まりになるということは予定価格を公表していない方が高止まりになる可能性はあるんですが、というのは予定価格を公表していなければ上の金額は幾らの数字を入れても構いません。

それと今、多度津町の入札形式が3回行うようになっております。これが結果を見たら分かるとおり、1回目の最低入札者が2回目、3回目、必ず最低でおります。これの方がよっぽどおかしいのではないかと、それとまた去年4月からの1年間、今までの1年間に関して落札している業者を見ていると、最低制限価格いっぱいの数字がたくさん見受けられると思うんです。その辺を考慮しての私の質問だったのですが、私の今の考えはどう思いますか。

総務課長（泉 知典）

ただいまの松岡議員の再質問にお答えいたします。

松岡議員が最低価格の方に合わされるという風なことがありましたが、国の指針、総務大臣及び国土交通省の指針にもございます。まず、職員に対する予定価格の事前公表のメリットにつきましても、職員等に対する予定価格を下げる行為など不正行為の防止が可能になること、デメリットとしては談合が一層容易に行える可能性があること、積算能力が不十分な事業者でも事前公表された予定価格を参考にして受注する事態が生じることという風な、はっきりとした指示がなされております。現実的に最低価格の方に近い価格で

落札されるっていうことがあっても、それは正しい入札行為であると考えております。それがこういうことをすることによって、もし高い方に行った場合には取り返しがつかなくなるということもありますので、そういう風なことは導入するという考えはないということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今の答弁に対して再質問したいのですが、関連があるので2点目の方に移らせてもらいます。

多度津町内の建設業者においては、各社とも町からの受注をしたいと思っています。しかしながら、現在の力量からしては、かなりの差があります。そのため、予定価格の事前公表があれば出発地点は横一線になります。あとは各社の企業努力での金額が出てくるものと思います。今は見積りの優秀な会社が有利に思えて、数件の数を1社が落札していることがあります。受注が多くなれば零細な会社にも利益が出てきて余裕ができ、色んな企業努力ができると思います。企業育成のためにも、この入札予定価格の公表を思っております。町長のお考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員の工事等の入札比較価格の公表についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど担当課長からの答弁にもございましたとおり、本町の入札の予定価格の公表につきましては、多度津町公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱に基づき、建設工事及び建設工事に伴う測量、調査、設計等の委託業務の全ての入札案件におきまして予定価格を入札執行前には公表せず、入札執行後の公表としているところでございます。

議員のご指摘にございます見積りの優秀な会社が有利であるということは、積算能力が高い建設業者がより多くの受注を確保できる状況であると言え、各建設業者が受注を確保するためにその積算能力を磨くことにも繋がりますので、予定価格を事前に公表するよりも事後の公表とする方がより適切な取扱いであると考えております。これを踏まえ、町といたしましては入札業務の公平性、透明性、競争性の向上を図り、適正な履行及び良好な品質を確保することを目的とし、国の指針に基づいた対応を行うことを方針といたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今の町長の答弁を踏まえまして、先ほどの課長が申された各業者があんまり見積りのことを考えると、頭が分かっと思ったら誰でも数字が入れられるが

というような感じの答弁をもらいました。私がなぜそれを言うかという、前にも申しましたが、入札書、見積りをするには設計書がまともな設計書の場合には大概の業者は普通の設計ができますが、多度津町の場合にはまともな設計書でない場合がたまにあるんです。そのために、そこで幾ら優秀な会社でも積算ができないという内容があります。というのは、この積算根拠の設計書がコンサルタントの作成のものが大半だと思うんです。その設計書の中身について、コンサルがその設計書を持ってきた時に、この設計書の中身を誰がチェックをしておるかということが一番大事になるのではなかろうかと。その設計書が合うとるか合っていないか、中身が合うとるか合っていないか、それをチェックする職員が庁内におるのかどうか、建設課長にお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

松岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在工事発注における設計書作成については、建設課工務係においてやっております。議員のおっしゃるとおり、設計についてはコンサル委託するものがございます。それについては担当、それとまた、その上の係長及びでチェックをかけているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

有難うございます。この質問は、入札関係の質問はこれからもさせていただきますたいと思います。

それでは、次の質問にまいりたいと思います。

この国の指針は設計並びに工程等も書かれていますが、各事業担当課においてこの指針を熟読していますか、お伺いします。

総務課長（泉 知典）

松岡議員の各事業担当課において指針を熟読しているかのご質問に答弁をさせていただきます。

国及び県、その他の公的機関からの工事等に関する通知及び通達等は総務課への情報提供があり次第、各事業担当課に周知しております。当該指針につきましても、各事業担当課におきまして確認、把握しているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

以上で最初の質問は終わらせていただきます。

次、2点目、幼稚園の統合についてであります。

今回の議会に議案として教育長の人事案件が提出されており、この一般質問

時には結果が出ているかと思います。教育長おめでとうございます。

そこで、教育長にお聞きします。それは多度津町の幼稚園の統合事業についてです。懸案になっているこの事業を教育長はどのように考えていますか。やらなくてはならない事業であり、今後の任期中に結論を出さなければならぬと思いますが、色々事情があることは分かっていますが、教育長のお考えをお伺いします。

教育長（三木 信行）

松岡議員の幼稚園の統合についての教育長の考えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

幼稚園の統合に関しては、松岡議員より12月議会の一般質問において答弁をさせていただいたとおり、令和4年3月31日を委託期限として町の総合計画、都市計画、ハザードマップ等を考慮した上で、実現可能な施設整備の検討及び課題等を抽出する多度津町立幼稚園再編整備計画検討業務を業務委託しております。検討結果については、本委託業務終了後、内容を精査した上で6月議会において議員の皆様には報告をさせていただきます。私といたしましては、今後も適正な幼稚園教育を行える園児数を確保しながら安全・安心な施設の運営を行うために町財政等を勘案しながら、多度津町立幼稚園、小学校の適正規模、適正配置に関わる基本方針に基づき実施をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

令和4年度の施政方針の中、重点施策の2点目で子育て支援の充実、その中には保育所の待機児童解消、放課後児童クラブで児童が安心して過ごせる保育環境の充実に努めるとあります。これは保育所と小学校のことであり、幼稚園のことがないなと思いましたが、基本政策の3点目に豊かな心を育てる教育の充実で今後の本町の幼稚園・学校教育の在り方について、基本方針に基づき先行して実施する幼稚園の適正配置について具体的な検討を行っているが、厳しい財政状況も勘案しながら事業を進めてまいりますと明記してありましたので一安心したところでありますが、具体的な検討結果が出た場合、令和4年度中に方向性は決定して進んで行かれるのか、町長にお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員の幼稚園の統合についての町長の考えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど教育長より答弁させていただいたとおり、現在、教育委員会において多度津町立幼稚園再編整備計画検討業務を業務委託しているところでありま

す。委託業務終了後、教育委員会での協議、結果の報告を受けた上で、議員ご存じのとおり厳しい財政状況等を勘案しながら時期等も含め、再編に向けて判断したいと考えております。その際には、議員の皆様にもご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

再質問です。

3月に報告が出ると。6月には私らの方に報告していただけると先ほど答弁がありましたが、今の令和4年度の当初予算では、この幼稚園統合についての予算は今0円になっております。これが6月中ぐらいにその報告が出たら、検討するには9月ぐらいに多少の補正予算をつけて前向きに進んで行かなんだら、この事業自体がすぐに、こちらだけで決めるものではなく、地域住民の人の要望とか協力が物すごく必要な事業になると思うんで、その辺を4年度中に町長の方でゴーサインがそういう場合に出せるかどうかお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

再質問にお答えしてまいりますが、今年度、令和4年度当初予定した事業も大幅に遅れております。様々なところで大幅に遅れている利用というのは財政であります。その中におきまして、今、適切な答弁ができないのが現状であります。今、教育長及び私が申し上げましたように、この事業を進めてまいることには変わりはありません。ただ、いついつという期限を切ることは今の段階では難しいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

有難うございました。そういう答弁になるのかなとは思っておりましたが、私の方はこの事業は本当に大事な事業なんで、後ろの議員さんたちも幼稚園どなんなるんやろうかなという考えは皆同じだと思うんです。一刻も早く基本方針を決めていただいて、それに向かって2年後になるか、3年後になるか分かりませんが、これはやっていかなくってはならない事業だと思いますので、ご配慮をよろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。有難うございました。